

議案第60号

大津市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の
制定について

令和7年3月14日(金)

福祉部生活福祉課

1 改正理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)」により、「栄養士法(昭和22年法律第245号)」が改正され、これまで管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったが、令和7年4月1日からは、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許の取得が不要となったことにより、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となった。

これに伴い、国が定める「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第18号)」が一部改正され、令和7年4月1日より施行されることに伴い、市条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正内容

市条例において、生活保護法に基づく救護施設及び更生施設に配置するべき職員のうち、「**栄養士**」について、**栄養士免許を有さない管理栄養士によっても要件を満たせるよう、「栄養士又は管理栄養士」に改正しようとするもの。**

3 改正部分の抜粋

現行	改正後
(職員の配置の基準)	(職員の配置の基準)
第14条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。	第14条 (略)
(1) 施設長 (2) 医師 (3) 生活指導員 (4) 介護職員 (5) 看護師又は准看護師 (6) 栄養士 (7) 調理員	(1)から(5)まで (略) (6) 栄養士又は管理栄養士 (7) (略)

3 改正部分の抜粋

現行	改正後
(職員の配置の基準)	(職員の配置の基準)
第23条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。	第23条 (略)
(1) 施設長 (2) 医師 (3) 生活指導員 (4) 作業指導員 (5) 看護師又は准看護師 (6) 栄養士 (7) 調理員	(1)から(5)まで (略) (6) 栄養士又は管理栄養士 (7) (略)

4 施行期日 令和7年4月1日